

議案第八一号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例について

三朝町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年十二月十六日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾四年拾月六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

この条例で職員とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務局及び三朝温泉会館に常勤する一般職の地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

第二条中「教育委員会」の次に次のとおり加え、「合計一二三人」を「合計一四五人」に改める。

三朝温泉会館	館長 事務吏員 その他の職員	通じて二三人
--------	----------------------	--------

附 則

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。